

令和6年第1回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和6年1月26日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後4時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後4時57分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明  
 次 長 鈴木秀幸  
 書 記 青木智史  
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和6年第1回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和6年第1回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第2号から議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第4号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第5、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、福島隆志委員と坂本滋委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、事務局次長の親族に関係する議案とのことで、退席の申し入れがあり、許可することといたしました。次長は、審議開始から終了まで、退席してください。</p> <p>(事務局次長退席)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>それでは議案第1号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第1号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は長年、譲渡人から本申請地の管理を任されておりましたが、この度、譲渡人から申請地を無償で譲り渡したい旨の話があり、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、引き続き、ブロッコリーやネギなどの露地野菜を行う予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>石附委員。</p>
<p>石附委員</p>	<p>1月22日の月曜日に申請人双方にお話しを伺いました。先ほど、事務局の説明があったとおりにありますが、遊休農地が増加傾向にある中で、譲渡人としては、夜勤を伴う仕事をされていて、農地の管理まではとても手が回らなかったそうです。そこで、近所付き合いのある(譲受人名)さんが、善意で管理などを10年以上やってこられたとのことで、この度、(譲渡人名)</p>

	<p>さん側から、農地を譲り渡したいとのことで相談し、申請に至ったとのこと。</p> <p>(譲受人名)さんは、リタイア後にご夫婦で近所の付き合いの中で、様々な方の農地の管理を引き受けたりと、研究熱心で、見事な菜園を築かれ、農業をされています。</p> <p>末野地区は遊休地も多く、こうした方がおられることで、とても頼もしく思っています。</p> <p>ぜひ、農業委員会として賛同いただきたいと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり、許可することと決定いたします。</p> <p>議案審議が終了しましたので、次長は復席してください。</p> <p>(事務局次長復席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第3、議案第2号から議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第2号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第2号について御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は現在、隣接市の実家で居住しておりますが、自身が住み良いと思える地で自己用住宅の建築を検討していたところ、本申請地と、隣接する地続きの〇〇番地の宅地の2筆を購入し、住宅を建てたいと考え、申請に至ったとのこと。</p> <p>本申請地及び隣接の宅地には、現所有者の建築物が建っておりますが、申請者、譲受人が取り壊したうえで、譲受人自身の住宅を建設するとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
石附委員	<p>石附委員。</p> <p>22日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおりかと思いますが、問題はすでに申請地に建物が建っているということです。</p> <p>想像するに前オーナーが建てた建物が建っていますが、登記上の畑を手続きせずに、物置を作っていたということで、売買するにあたって、この度の申請がされたものと理解しています。</p> <p>したがって、やむを得ないものとも思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

	<p>議案第2号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、議案第3号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書2ページ、議案第3号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内で主に不動産業を営む法人で、木の伐採や伐根も請け負っており、現在、大字露梨子の「〇〇〇」北東側に、重機や残土等を置く資材置場を持っていますが、住宅地との狭い道路を抜けた先にあることから、申請者、譲受人の事務所に近い、本申請地に移転したいと思い、申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p>
坂本委員	<p>坂本委員。</p> <p>何ら問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>譲受人についてですが、譲受人名だけでいえば、資材置場を必要とするような事業者ではないようにも捉えられます。なにか必要な事業をやっているのか、存じていたら教えてください。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>新井委員のご質問に回答いたします。申請法人の代表が、「2級土木施工管理技士」を持っているとのことで、建設業許可が不要な範囲で、業務を請け負っているということと説明を受けております。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第4号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、梅澤功委員と戸屋政春委員が申請人となっておりますので、農業委員会等の関する法律第31号の規定により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。 (梅澤委員・戸屋委員退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第4号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定が必</p>

要となるため、御審議いただくものです。

それでは、議案第4号につきまして、説明いたします。今回の計画は全13筆で、合計面積が14,480㎡です。農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。

整理番号5番から7番の新設定3筆について御説明いたしますと、借受人は、新規就農希望者で、現在、アグリイノベーション大学校で農業を勉強しており、東上線沿いで農地を探していたところ、伊藤推進委員に御協力を頂きまして、希望する農地を見つけることができ、今回の利用権申出となりました。借受人は、現在、町外在住ですが、移住も視野に、町内に拠点となる空き家を探しているとのこと。

今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。

(委員の中から「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。

議案審議が終了しましたので、梅澤委員と戸屋委員は復席をお願いいたします。

(梅澤委員・戸屋委員復席)

議長 続きまして、日程第5、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。

それでは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。

議案第5号につきまして、御説明申し上げます。

この「農用地利用集積等促進計画」は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づくもので、同法、第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。

農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。

次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

今回、転貸する農地3筆の借受希望者は1名で、議案書のとおりです。

なお、今回の議案では、すでに埼玉県農林公社が借り受け済みとなっている農地として、埼玉県農林公社から、先に、転貸で借り受けていた耕作者が農地を返却したため、新たに借受希望のありました本議案の耕作者に、その農地を転貸するものとなります。

転貸する農地の位置については、5ページの審議用資料図面を御覧ください。

赤色で塗られた農地が、今回、転貸する農地です。

なお、当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合のその後の流れを申し上げますと、

町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることに

	<p>なります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>議案第4号、5号の差ということで、農用地利用集積計画と農用地利用集積等促進計画の違いについて、教えてください。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>新井委員のご質問に回答いたします。</p> <p>まず、議案第4号の農用地利用集積計画からご説明申し上げますと、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定でございますので、最終的に町の計画として公告することで、地権者と土地所有者の間で農地の貸し借りが発生するものでございます。</p> <p>議案第5号の農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業に関する法律に基づくもので、議案第4号の計画により、埼玉県農林公社が地権者から借り上げた農地を埼玉県農林公社から耕作者へ転貸するための計画です。</p> <p>簡単な説明となりますが、議案第4号が農地の貸し借りについての計画、議案第5号については、その農地を転貸するための計画となります。</p>
議長	<p>他になにかございますか。 (委員から「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から1点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、総会に先立ち、寄居町農業振興地域促進協議会が行われます。</p> <p>2月26日、月曜日の午後2時から同協議会の開催、終了後に引き続き、総会をお願いしたいと存じます。</p> <p>総会の開催時刻は、同協議会の議案数により、決定したいと存じますので、開催通知にて、お知らせいたします。</p> <p>また、総会終了後に産業振興企業誘致課・農林班から現時点でお知らせができます「地域計画」の情報についてお話をさせて頂きたいと存じます。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>繰り返します。</p> <p>2月26日、月曜日の午後2時から寄居町農業振興地域促進協議会、同協議会終了後に総会、総会終了後に産業振興企業誘致課より「地域計画」のお話をさせて頂きます。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、他に無いようですので、令和6年第1回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

福島 隆志 委員      坂本 滋 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年1月26日

議 長

空岡重雄

委 員

福島隆志

委 員

坂本滋